

福岡県公報

平成三十年十月十九日
第四千三十六号
増刊 ①

目次

告 示 (第九百三三号)

○福岡県森林病虫害等防除事業補助金交付規程の一部を改正する告示

(林業振興課) ……………一

選挙管理委員会

○公職の候補者等が使用し得る演説会施設の指定に関する告示の一部

改正 (市町村支援課) ……………六

○長が不在者投票管理者となるべき病院等の指定の一部改正

(市町村支援課) ……………六

告 示

福岡県告示第九百三三号

福岡県森林病虫害等防除事業補助金交付規程の一部を改正する告示を次のように定める。

平成三十年十月十九日

福岡県知事 小川 洋

福岡県森林病虫害等防除事業補助金交付規程の一部を改正する告示

福岡県森林病虫害等防除事業補助金交付規程(昭和三十四年一月福岡県告示第七十七

号)の一部を次のように改正する。

第二条の表を次のように改める。

事業の種類

補助対象経費

補助率

二		一	
松くい虫 地上散布 (一般散 布)	薬剤費、薬剤散布費 及び事業雑費	松くい虫 特別防除 (空中散 布)	薬剤費、薬剤散布費 及び事業雑費
次に掲げる経費であつて、知事が特に必要と認めたもの	一 安全対策に要する経費 二 条件整備に要する経費 三 調査に要する経費	次に掲げる経費であつて、知事が特に必要と認めたもの	一 安全対策に要する経費 二 条件整備に要する経費 三 調査に要する経費
高度公益機能森林 2-3 地区保全森林 1-3	ただし、知事が必要と認めるときは、当該補助率によつて算定した補助金の額に加算して交付するものとし、加算の割合は次の表のとおりとする。この場合において加算して交付する補助金の額は、当該補助率によつて算定した補助金の額を差し引いた額とする。	高度公益機能森林 2-3 地区保全森林 1-3	ただし、知事が必要と認めるときは、当該補助率によつて算定した補助金の額に加算して交付するものとし、加算の割合は次の表のとおりとする。この場合において加算して交付する補助金の額は、当該補助率によつて算定した補助金の額を差し引いた額とする。
市町の財政力指数	補助率の加算	市町の財政力指数	補助率の加算
○・八以上	二十一パーセント以内	○・八以上	二十一パーセント以内
○・八未満○・五以上	二十四パーセント以内	○・八未満○・五以上	二十四パーセント以内
○・五未満	二十七パーセント以内	○・五未満	二十七パーセント以内

定期発行日 毎週火金曜日

〔発行〕〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号 福岡県 総務部行政経営企画課 (電話 092-643-3028)
〔作成〕〒812-0023 福岡市博多区奈良屋町3番1号 久野印刷株式会社 (電話 092-262-5726)

七	六	五	四	三	
松くい虫 伐倒(二 種)くん 蒸型駆除	松くい虫 伐倒(二 種)薬剤 散布型駆 除	松くい虫 伐倒(一 種)くん 蒸型駆除	松くい虫 伐倒(一 種)薬剤 散布型駆 除	松くい虫 地上散布 (スプリ ンクラー 散布)	
薬剤費、くん蒸費(集積費、被覆資材費及び必要な搬出費を含む。)及び事業雑費並びに樹木の伐倒の措置を行うことにより通常生ずべき損失額	薬剤費、薬剤散布費(必要な搬出費を含む。)及び事業雑費又ははく皮・集積・焼却費及び事業雑費並びに樹木の伐倒の措置を行うことにより通常生ずべき損失額	薬剤費、くん蒸費(集積費及び被覆資材費を含む。)及び事業雑費	薬剤費、薬剤散布費及び事業雑費又ははく皮・集積・焼却費及び事業雑費	薬剤費、薬剤散布費、設置費、資材費及び事業雑費	次に掲げる経費であって、知事が特に必要と認めたもの 一 安全対策に要する経費 二 条件整備に要する経費 三 調査に要する経費
高度公益機能能森林 2-3 地区保全森林 1-3	高度公益機能能森林 2-3 地区保全森林 1-3	高度公益機能能森林 2-3 地区保全森林 1-3	高度公益機能能森林 2-3 地区保全森林 1-3	高度公益機能能森林 2-3 地区保全森林 1-3	高度公益機能能森林 2-3 地区保全森林 1-3

十五	十四	十三	十二	十一	十	九	八
松くい虫 枯損幼齡 木駆除	松くい虫 伐採木等 駆除	松くい虫 伐採跡地 駆除	松くい虫 補完伐倒 (二種) 駆除	松くい虫 補完伐倒 (一種) 駆除	松くい虫 特別伐倒 (全木焼 却)駆除	松くい虫 特別伐倒 (破碎二 種)駆除	松くい虫 特別伐倒 (破碎一 種)駆除
伐倒費、薬剤費、薬剤散布費及び事業雑費又ははく皮・集積・焼却費及び事業雑費	薬剤費、薬剤散布費若しくはくん蒸費及び事業雑費又ははく皮・集積・焼却費及び事業雑費	薬剤費、薬剤散布費及び事業雑費又ははく皮・集積・焼却費及び事業雑費	薬剤費、薬剤散布費及び事業雑費並びに樹木の伐倒を行うことにより通常生ずべき損失額	薬剤費、薬剤散布費及び事業雑費	伐倒費、焼却費(必要な搬出費及び運搬費を含む。)及び事業雑費	伐倒費、焼却費(必要な搬出費及び運搬費を含む。)及び事業雑費	枝条等の焼却費及び事業雑費又は枝条等の破碎費及び事業雑費
高度公益機能能森林 2-3 地区保全森林 1-3	高度公益機能能森林 2-3 地区保全森林 1-3	高度公益機能能森林 2-3 地区保全森林 1-3	高度公益機能能森林 2-3 地区保全森林 1-3	高度公益機能能森林 2-3 地区保全森林 1-3	高度公益機能能森林 2-3 地区保全森林 1-3	高度公益機能能森林 2-3 地区保全森林 1-3	高度公益機能能森林 2-3 地区保全森林 1-3

二十六	動物被害(しか)	資材費、作設費及び事業雑費	3 - 4
二十五	動物被害(のうさぎ)防除	資材費及びわなかけ費	3 - 4
二十四	突発森林病害虫駆除	薬剤費、薬剤散布費又は知事が特に認めたる経費	3 - 4
二十三	のねずみ駆除	薬剤費、薬剤散布費及び事業雑費	3 - 4
二十二	すぎはだに駆除	薬剤費、薬剤散布費及び事業雑費	3 - 4
二十一	たまばえ類駆除	薬剤費、薬剤散布費及び事業雑費	3 - 4
二十	松毛虫駆除	薬剤費、薬剤散布費及び事業雑費	3 - 4
十九	その他松くい虫伐倒(二種)くん蒸型	薬剤費、くん蒸費(集積費及び被覆資材費を含む。)及び事業雑費並びに樹木の伐倒の措置を行うことにより通常生ずべき損失額	3 - 4
十八	その他松くい虫伐倒(二種)薬剤散布型	薬剤費、くん蒸費(及び事業雑費又ははく皮・集積・焼却費及び事業雑費並びに樹木の伐倒の措置を行うことにより通常生ずべき損失額)	3 - 4
十七	その他松くい虫伐倒(一種)くん蒸型	薬剤費、くん蒸費(集積費及び被覆資材費を含む。)及び事業雑費	3 - 4
十六	その他松くい虫伐倒(一種)薬剤散布型	薬剤費、薬剤散布費及び事業雑費又ははく皮・集積・焼却費及び事業雑費	3 - 4

三十三	航空機による被害木探査	賃金、需用費、役員費、委託料、使用料及び賃借料	3 - 4
三十二	松林保全体制整備	賃金、報償費、旅費、需用費、役員費、委託料、使用料及び賃借料、工事請負費、備品購入費、原材料費及び事業雑費	3 - 4
三十一	スギ、ヒノキ病害虫防除	賃金、報償費、旅費、需用費、役員費、委託料、使用料、賃借料、工事請負費、備品購入費及び事業雑費	3 - 4
三十	森林病害虫等防除活動支援体制整備促進	賃金、報償費、旅費、需用費、役員費、委託料、使用料、備品購入費、賃借料及び事業雑費	3 - 4
二十九	森林健全度強化対策促進(生立木除去)	賃金、報償費、旅費、需用費、役員費、委託料、使用料、賃借料、工事請負費、原材料費、備品購入費及び事業雑費	3 - 4
二十八	森林健全度強化対策促進(生立木除去を除く)	賃金、報償費、旅費、需用費、役員費、委託料、使用料、賃借料、工事請負費、原材料費、備品購入費及び事業雑費	3 - 4
二十七	防除 松くい虫被害防止対策	伐倒費、薬剤費、機械器具費、整理費、賃金、報償費、旅費、需用費、役員費、委託料、使用料、賃借料、工事請負費、原材料費、備品購入費及び事業雑費 薬剤費、資材費、養蜂の移動又は知事が特に認めたる経費	高度公益機能森林 2-3 地区保全森林 1-3

様式第一号を次のように改める。

三十五	三十四
証 防除手法 多様化実	動物被害 防除体制 強化
薬剤費、薬剤散布費、賃金、旅費、報償費、需用費、役務費、委託料、備品購入費、原材料費、使用料及び事業雑費	薬剤費、賃金、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料、賃借料、工事請負費、備品購入費、原材料費及び事業雑費
3 - 4	3 - 4

様式第1号（第3条）

番 号
年 月 日

福岡県知事 殿

所在地（団体にあつては事務所の所在地）

申請者（団体にあつては名称及び代表者名） 印

（フリガナ）

代表者氏名

（代表者生年月日 年 月 日）

年度森林病虫害等防除事業補助金交付申請書

（事業名： ）

下記のとおり森林病虫害等防除事業を実施したので、補助金 円を交付されるよう、福岡県森林病虫害等防除事業補助金交付規程（昭和34年1月福岡県告示第77号）第3条の規定に基づき申請します。

記

1 事業の目的

2 事業の内容及び経費の配分 付表1のとおり

3 役員名簿 付表2のとおり
（市町村以外の場合のみ添付）

様式第三号中「(口本工機理格 B4)」を削る。

附則

この告示は、公布の日から施行し、改正後の福岡県森林病害虫等防除事業補助金交付規程の規定は、平成三十年度分の補助金から適用する。

選挙管理委員会

福岡県選挙管理委員会告示第八十九号

公職の候補者等が使用し得る演説会施設の指定(昭和五十三年一月福岡県選挙管理委員会告示第二号)の一部を次のように改正する。

平成三十年十月十九日

福岡県選挙管理委員会委員長 藤井克己

指定した施設の表中那珂川町の項を削り、糸島市の項の次に次のように加える。

那珂川市	ミリカローデン 那珂川文化ホ ル	那珂川市仲二丁目五番一号
	ミリカローデン 那珂川多目的ホ ール	〃
	那珂川市農村婦 人の家	〃 五郎丸三丁目九番十九号

福岡県選挙管理委員会告示第九十号

長が不在者投票管理者となるべき病院等の指定(昭和四十五年八月福岡県選挙管理委員会告示第二十三号)の一部を次のように改正する。

平成三十年十月十九日

福岡県選挙管理委員会委員長 藤井克己

一 病院(福岡市東区)の表中

福岡輝栄会病院	〃 〃 千早五―一―一五
---------	--------------

を

福岡輝栄会病院

〃 〃 千早四―一四―四〇

に、

福岡みらい病院

〃 〃 香椎照葉三―五―一

を

福岡みらい病院

〃 〃 香椎照葉三―五―一

に改める。

福岡市立こども病院

〃 〃 香椎照葉五―一―一